

食安輸発第0111003号  
平成19年 1 月 1 1 日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について

標記については、平成18年3月31日付け食安輸発第0331001号（最終改正：平成18年12月27日付け食安輸発第1227003号）にて通知したところですが、今般、輸入時のモニタリング検査において、インドネシア産養殖えび加工品から1-アミノヒダントイン（AHD）を検出したことから、当該食品に対する検査命令の検査項目にAHDを追加することとしましたので、御了知の上、関係業者への周知方よろしく申し上げます。

なお、平成18年3月31日付け食安輸発第0331001号の別表1を別添のとおり改めます。